標題

マーシャル諸島籍船舶の揚貨設備について

ClassNK テクニカル インフォメーション

No. TEC-0514 発行日 2003 年 4 月 15 日

各位

揚貨設備に関してマーシャル諸島籍船舶には ILO 条約の適用は要求されません。しかし、同国政府は ILO 条約 第 152 号の Part III、21 条~32 条の適用を推奨しています。

同条約を適用した場合は、当該船のデリック装置は従来の年次検査に代え、年次詳細検査を受けることになります。年次詳細検査を受けた場合は、本船の Cargo Gear Book にその旨記載します。同条約の適用をご希望の場合は、当該船の検査時に弊会に申し出下さればその旨処理いたします。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艤装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020 Fax: 03-5226-2057 E-mail: eqd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により 発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。